

暖冬とはいえ、冬至に合わせ
て季節の「ゆず」

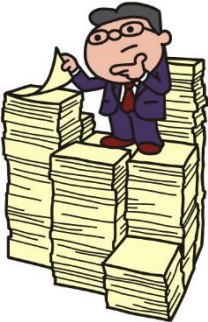


◎ストレスチェックの結果等の 保存と廃棄について

平成 27 年 12 月 1 日より、1 事業場で 50 名以上の労働者がいる場合、ストレスチェック制度の実施が会社に義務付けられました。それにより、平成 28 年 11 月 30 日までに、1 回以上のストレスチェックを行うことが制度上求められています。現在、実施方法等について具体的に協議されている会社や、情報を収集しながら今後の衛生委員会等で検討される会社など、各社様々のことと存じます。そこで今回は、機微情報として特に厳格な管理が必要になってくるストレスチェックに関する書類等の保存について取り上げます。

◇ストレスチェックに関する書類等の保存の体制について

ストレスチェック制度については、会社の産業医が主導で実施する場合のほか、外部のストレスチェック実施会社へ委託して実施する場合があります。結果関係の書類（紙面）または電磁的記録物（USBメモリやCD-R等）の保存に関しては、自社で保存する他に、実施者である産業医や外部のストレスチェック実施会社に保存を委託することも可能ですが、どちらにしても「どこに、どのような状態で保存するか、閲覧できる者は誰か」等を会社として明確に取り決めておくことが重要です。そして、自社で保存するのであれば、取り決めを厳格に遵守できるような社内体制を整備することが必要であり、実施者に保存を委託するのであれば、契約の中に記録関係の保存について明示されているかを確認することが重要です。この保存結果を知ることができる者は、原則として実施者か実施者をサポートする実施事務従事者となります。会社は、ストレスチェックを受検した従業員個々人の検査結果を、本人の同意を得ずにはできませんので、同意を得られていない検査結果に関しては会社が知ることができないように保存措置を講じる必要があるという事になります。この保存方法に関しては、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（基発第0331014号）」に基づくことが求められています。



◇ストレスチェックに関する書類等の保存の期限について

取得、利用のうえ保存した情報は法定期限で廃棄する必要があります。次に主要な書類の保存期限をご案内します。

| ストレスチェックに関する書類 | 保存期限 |
|---|------|
| 衛生委員会で協議された事項（議事録） ※ストレスチェックに限らず、毎月の衛生委員会の協議事項が対象です。 | 3年間 |
| 従業員個人のストレスチェック結果の記録 1.個人ごとの検査結果を数値、図表等で示したもの ※調査票の各項目の点数の一覧等。 2.高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果 3.面接指導の対象者なのか、対象外なのかの判定結果 ※ストレスチェックの結果に関して、労働者が会社へ提供することを同意した旨が分かる書面等も5年間保存することをお勧めします。 | 5年間 |
| 面接指導を行った結果に関する記録 面接指導の実施年月日・当該労働者の氏名・面接指導を行った医師の氏名・当該労働者の勤務の状況 当該労働者の心理的な負担の状況・その他の当該労働者の心身の状況・当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見 ※面接指導を受けることを希望する申出が労働者から行われた場合には、その申出に関する書面等も5年間保存することをお勧めします。 | 5年間 |

集団ごとの集計・分析結果

5年間保存が望ましい

※実施については、努力義務とされています。

平成28年1月1日から始まったマイナンバー制度も同様ですが、重要な情報を取り扱う際は、取得・利用・保存・廃棄といった情報のライフサイクルを意識することが重要です。まずは、ストレスチェックの結果で配慮すべき情報はどのようなものがあるかを明確にした上で、それにライフサイクルのプロセス毎に5W1Hを考慮しながら、協議を進めましょう。そして最終的には、実効性を担保するためにも、実施の実態に則した規程を整備すると良いでしょう。

◎高年齢者雇用確保の現状について

「高年齢者雇用確保措置」の現状

少子高齢化の進行もあり、労働者不足が叫ばれている昨今において、「1億総活躍社会」の一端として高齢者の活躍促進も挙げられているところです。そのような中で、厚生労働省より「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを取りまとめた平成27年「高年齢者の雇用状況」の集計結果が公表されましたので、概要をご紹介します。

◇「高年齢者雇用確保措置」とは

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けて、65歳までの安定した雇用を確保するために、企業に「定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」「定年の定め廃止」のいずれかの措置を講じるように義務付けています。なお同法により、事業主は6月1日現在の高年齢者の雇用の状況について、公共職業安定所を經由して、厚生労働大臣に報告することとなっており、今回の公表内容はその集計結果となります。※今回の集計結果は、上記の雇用状況を報告した従業員数31人以上の企業約15万社を対象とし、当該状況をまとめた内容となっております(従業員数31人以上300人以下の規模が「中小企業」、301人以上の規模が「大企業」)。

◇集計結果のポイント

1. 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を実施済みとしている割合は、99.2% (前年比1.1ポイント増加)
中小企業…99.1% (前年比1.1ポイント増加)

| | ①実施済み | | ②未実施 | | 合計(①+②) | |
|-------------|---------|-----------|-------|---------|---------|-----------|
| | 人数 | (前年比) | 人数 | (前年比) | 人数 | (前年比) |
| 31～300人 | 132,318 | (128,164) | 1,236 | (2,648) | 133,554 | (130,812) |
| | 99.1% | (98.0%) | 0.9% | (2.0%) | 100.0% | (100.0%) |
| 31～50人 | 49,821 | (48,104) | 674 | (1,250) | 50,495 | (49,354) |
| | 98.7% | (97.5%) | 1.3% | (2.5%) | 100.0% | (100.0%) |
| 51～300人 | 82,497 | (80,060) | 562 | (1,398) | 83,059 | (81,458) |
| | 99.3% | (98.3%) | 0.7% | (1.7%) | 100.0% | (100.0%) |
| 301人以上 | 15,422 | (15,015) | 15 | (75) | 15,437 | (15,090) |
| | 99.9% | (99.5%) | 0.1% | (0.5%) | 100.0% | (100.0%) |
| 31人以上 総計 | 147,740 | (143,179) | 1,251 | (2,723) | 148,991 | (145,902) |
| | 99.2% | (98.1%) | 0.8% | (1.9%) | 100.0% | (100.0%) |
| 51人以上 総計 | 97,919 | (95,075) | 577 | (1,473) | 98,496 | (96,548) |
| | 99.4% | (98.5%) | 0.6% | (1.5%) | 100.0% | (100.0%) |

※()内は、平成26年6月1日現在の数値。

2. 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、108,086社 (前年比4,500社増加)
中小企業…99,952社 (前年比4,197社増加)

| | ① 定年制の廃止 | | | ② 65歳以上定年 | | ③ 希望者全員65歳以上の継続雇用制度 | | 合計 (①+②+③) | 報告した全ての企業 |
|-------------|----------|---------|---------|-----------|----------|---------------------|---------|---------------|-------------------|
| | 人数 | (前年比) | 割合 | 人数 | (前年比) | 割合 | 人数 | | |
| 31～300人 | 3,845 | (3,783) | 21.995% | 21,995 | (21,246) | 74.112% | 99,952 | (95,755) | 133,554 (130,812) |
| | 2.9% | (2.9%) | 16.5% | (16.2%) | 55.5% | (54.1%) | 74.8% | (73.2%) | 100.0% (100.0%) |
| 31～50人 | 2,168 | (2,153) | 9.977% | 9,977 | (9,818) | 28.961% | 41,106 | (39,333) | 50,495 (49,354) |
| | 4.3% | (4.4%) | 19.8% | (19.9%) | 57.4% | (55.4%) | 81.4% | (79.7%) | 100.0% (100.0%) |
| 51～300人 | 1,677 | (1,630) | 12.018% | 12,018 | (11,428) | 45.151% | 58,846 | (56,422) | 83,059 (81,458) |
| | 2.0% | (2.0%) | 14.5% | (14.0%) | 54.4% | (53.2%) | 70.8% | (69.3%) | 100.0% (100.0%) |
| 301人以上 | 65 | (67) | 1.164% | 1,164 | (1,071) | 6.905% | 8,134 | (7,831) | 15,437 (15,090) |
| | 0.4% | (0.4%) | 7.5% | (7.1%) | 44.7% | (44.4%) | 52.7% | (51.9%) | 100.0% (100.0%) |
| 31人以上 総計 | 3,910 | (3,850) | 23.159% | 23,159 | (22,317) | 81.017% | 108,086 | (103,586) | 148,991 (145,902) |
| | 2.6% | (2.6%) | 15.5% | (15.3%) | 54.4% | (53.1%) | 72.5% | (71.0%) | 100.0% (100.0%) |
| 51人以上 総計 | 1,742 | (1,697) | 13.182% | 13,182 | (12,499) | 52.056% | 66,980 | (64,253) | 98,496 (96,548) |
| | 1.8% | (1.8%) | 13.4% | (12.9%) | 52.9% | (51.8%) | 68.0% | (66.6%) | 100.0% (100.0%) |

※()内は、平成26年6月1日現在の数値。

3. 定年到達者に占める継続雇用者の割合

60歳定年を定めている企業における定年到達者の内、過去1年に継続雇用された従業員…82.1%、継続雇用を希望しない定年退職者…17.7%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった従業員…0.2%

| | 企業数 (社) | 定年到達者総数 (人) | 継続雇用者数 | | うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数 | | 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者) | | 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続 雇用されなかった者) | | 継続雇用の 終了による 離職者数 (人) | | | | |
|-------------------------|------------|----------------|---------|-------|--------------------------|--------|-------------------------|--------|---------------------------------------|-------|-------------------------------|-----|------|--------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等 | 71,227 | 350,785 | 287,938 | 82.1% | (81.4%) | 16,390 | 4.7% | (4.6%) | 62,102 | 17.7% | (18.3%) | 745 | 0.2% | (0.3%) | 80,823 |

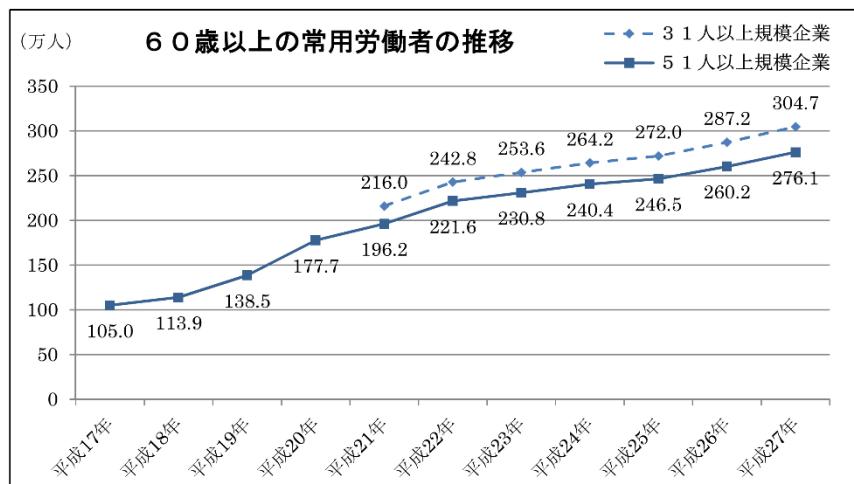
※過去1年間(平成26年6月1日から平成27年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。
 ()内は、平成26年6月1日現在の数値。
 「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

厚生労働省では、老後を安心して生活できるような収入保障の一端として、65歳以上の方が新たに就職した場合でも雇用保険を適用することについて議論が進められています。高年齢者の雇用や雇用環境整備の措置を実施する事業主が受給できる助成金もありますので、自社の将来を見据えながら長期的な視野で、法定以上の高年齢者の確保措置を考えてみるのも良いかもしれません。

◇ 高年齢の労働者の人数は昔と比べてどれ位増えているか

10年前と比べると、下のグラフのように倍以上の人数になっています。平成18年の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、雇用確保措置が義務化されたこともあり、高年齢労働者数は右肩上がりに増えています。51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約276万人となっており、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、約171万人増加しています。また、31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約305万人となっており、平成21年と比較すると、約89万人増加しています。

◎参考グラフ(資料:厚生労働省)



ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は01月29日に配信いたします。(石田久男)

発行元: 石田労務管理事務所
 発行人: 石田久男
 発行日: 月1回+不定期



〒107-0061 東京都港区北青山2-10-17 SOHO北青山103号
 [電話] 03-5410-0789 [FAX] 03-5410-0790
<http://www.ishidalmo.com/index.html>